
プロジェクト **資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱い**
項目 **実務対応報告で取扱う範囲に関する追加的な検討**

I. 本資料の目的

1. これまで、第 490 回企業会計基準委員会（2022 年 11 月 7 日開催）及び第 491 回企業会計基準委員会（2022 年 11 月 21 日開催）において第 1 号電子決済手段及び第 3 号電子決済手段の発行・保有等に係る会計上の取扱いの検討について審議を行った。
2. 2022 年 12 月 26 日に、令和 4 年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等が公表された。電子決済手段の発行・保有に係る会計上の取扱いの検討に関連する法令案等として、主に、次のもの（以下合わせて「内閣府令案等」）がある。
 - (1) 電子決済手段等取引業者に関する内閣府令案（以下「内閣府令案」という。）
 - (2) 事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 17 電子決済手段取引業者関係）（案）（以下「事務ガイドライン案」という。）
3. 本資料は、前項の内閣府令案等で明らかになっている点を確認し、これまでの検討に影響があるかどうかを検討することを目的としている。なお、前項の内閣府令案等は現時点では最終化されていないため、最終化された際に仮に規定等が変更され、電子決済手段に関する会計上の取扱いに影響がある場合には、別途検討を行うこととする。
4. 本日は、内閣府令案等で別途規定された内容を踏まえて、次の点について検討を行う。
 - (1) 第 1 号電子決済手段等（第 2 号電子決済手段を含む。以下同じ。）の範囲（通貨建資産の定義との関係）
 - (2) 外国電子決済手段に関して適用する範囲
 - (3) 第 4 号電子決済手段

II. 本資料における事務局提案の概要

5. 本資料においては、次の提案を行っている。
 - (1) 第 1 号電子決済手段等の範囲（通貨建資産の定義との関係）

電子決済手段が券面額と同額である場合のみを実務対応報告において扱い、券面額と異なる場合は、取り扱わない。

(2) 外国電子決済手段に関して適用する範囲

第4号電子決済手段を除く外国電子決済手段のうち、電子決済手段等取引業者が管理するもののみ実務対応報告の範囲に含める。

Ⅲ. 第1号電子決済手段等の範囲（通貨建資産の定義との関係）**（これまでの経緯）**

6. 第45回企業会計基準諮問会議（2022年7月20日開催）における新規テーマの提言（以下「テーマ提言」という。）において示されていたように、第1号電子決済手段及び第3号電子決済手段が、「法定通貨により発行価格と同額で償還を約するもの」であることを前提に会計上の取扱いの検討を進めてきた。
7. ここで、「法定通貨により発行価格と同額で償還を約するもの」であるとは、次のことを想定している。
 - (1) 電子決済手段の発行時に、法定通貨と交換に法定通貨と同額の券面額で電子決済手段が交付される。
 - (2) 電子決済手段の償還時に、電子決済手段の券面額と同額の法定通貨が払い戻される。
8. このうち、第3号電子決済手段については、特定信託受益権として定義されており、次の構成がとられる。
 - (1) 金銭の信託である。
 - (2) 利用者には、金銭と交換に金銭信託の受益権が発行される。
 - (3) 信託財産は、全額預貯金により管理される。
 - (4) 金銭信託の受益権は、いつでも償還が受けられる。

上記(1)及び(2)により、法定通貨と交換に、法定通貨と同額で表示される電子決済手段が交付され、上記(3)及び(4)により電子決済手段に表示された額と同額の法定通貨が払い戻されることとなる。したがって、「法定通貨により発行価格と同額で償還を約するもの」に該当すると考えられる。
9. これに対して、第1号電子決済手段等については、「通貨建資産である」ことをもって、「法定通貨により発行価格と同額で償還を約するもの」に該当することが想定されていた。

10. ここで、改正資金決済法第2条第7項では、通貨建資産は、次のとおり定義されている。

本邦通貨若しくは外国通貨をもって表示され、又は本邦通貨若しくは外国通貨をもって債務の履行、払戻しその他これらに準ずるもの（以下この項において「債務の履行等」という。）が行われることとされている資産をいう。この場合において、通貨建資産をもって債務の履行等が行われることとされている資産は、通貨建資産とみなす。

11. 通貨建資産であることと「発行価格と同額で償還を約するもの」との関係について、第149回実務対応専門委員会（2022年9月7日）において、通貨建資産をもって「発行価格と同額で償還を約するもの」となるのか確認したいとの意見が聞かれていた。この点、通貨建資産の該当性について事務ガイドライン等で明らかにされることを前提として審議を進めていた¹。

（内閣府令案等において明らかになっていること）

12. 事務ガイドライン案 I-1-1⑤では、資金決済法第2条第7項に規定する通貨建資産の該当性に関して、次のことが記載されており、第1号電子決済手段等の発行にあたり、券面額と同額の法定通貨をもって払い戻す等の義務を負うことが求められている。

法第2条第7項に規定する通貨建資産の該当性に関して、「本邦通貨若しくは外国通貨をもって債務の履行、払戻しその他これらに準ずるもの」であることを判断するに当たり、「発行者及びその関係者と利用者との間の契約等により、発行者及びその関係者が当該利用者に対してその券面額と同額の法定通貨をもって払い戻す等の義務を負っているか」等について、申請者から詳細な説明を求めることとする。

（検討）

13. 前項の事務ガイドライン案によると、本資料第7項(2)を充足することが求められている。
14. これに対して、事務ガイドライン案では、電子決済手段等取引業者を規制するために定められているものである関係上、第1号電子決済手段等の発行時に券面額と異なる価格

¹ これまでの審議で置いていた前提は、次のとおりである。

暗号資産に関連する事務ガイドラインにおいて、通貨建資産（改正前資金決済法第2条第6項）の該当性に関して、『本邦通貨若しくは外国通貨をもって債務の履行、払戻しその他これらに準ずるもの』であることを判断するに当たり、『発行者及びその関係者（以下『発行者等』という。）と利用者との間の契約等により、発行者等が当該利用者に対して法定通貨をもって払い戻す等の義務を負っているか』等について、申請者から詳細な説明を求める」と記載されている。会計処理等の検討においては、事務ガイドライン等に従って、電子決済手段がその保有者に対して発行価格と同額での償還が約されることを前提とする。

で発行することについて特段の定めはないため、本資料第7項(1)を充足しない可能性がある。

15. この点、次の2つの対応が考えられる。

- (1) 電子決済手段が券面額と異なる場合の会計処理も含めて実務対応報告を定める。
- (2) 電子決済手段が券面額と同額である場合のみを実務対応報告において扱い、券面額と異なる場合は、取り扱わない。

16. 前項の2つの案に関して、以下のことを考慮すると、前項(2)の対応が考えられるかどうか。

- (1) 改正資金決済法の施行にあわせて実務上の取扱いに関する開発を行うこととしているため、今回開発する実務対応報告においては必要最小限の取扱いを定めることを目的としていること
- (2) 電子決済手段が送金・決済手段として発行されるものであり、基本的には、発行時の金銭の払込額が券面額となるものが想定されると考えられる。また、発行時の金銭の払込額が券面額を超えるような資金決済手段を利用者が利用するインセンティブが低く、発行者側では償還原資を確保する必要があることから発行時の払込額が券面額を下回るような電子決済手段の発行がなされるかも明らかではないため、金銭の払込額と券面額との差額の会計上の性質を分析するための情報が不足していると考えられること

17. 仮に本資料第15項(2)の対応とする場合、第490回企業会計委員会（2022年11月7日開催）における第1号電子決済手段の次の会計処理に関する事務局提案を変更する必要がないと考えられる。

- (1) 保有者における電子決済手段（資産）を券面額で測定する。
- (2) 発行者における電子決済手段の償還に係る義務（負債）を債務額で測定する。

ディスカッション・ポイント

本資料第16項に記載している事務局提案についてご意見を伺いたい。

IV. 外国電子決済手段

（これまでの経緯）

18. これまでの審議資料では明示していないが、資金決済法第2条第13項等において「外国電子決済手段等取引業者」の定義等は規定されている以外の詳細な規定はなく、外国において発行されたいわゆるステーブルコインについては、電子決済手段（第1号電子決済手段、第2号電子決済手段又は第3号電子決済手段）には、該当しないものとして審議を進めてきた。

(内閣府令案等で明らかになっていること)

19. 内閣府令案第30条第1項第5号において、次のとおり外国電子決済手段が定義されており、電子決済手段に含まれることとされている。

外国において法、銀行法等、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律又は信託業法に相当する外国の法令の規定により発行された電子決済手段をいう。

20. また、内閣府令案第30条第1項第5号において、次のとおり電子決済手段等取引業者（仲介者）が取り扱うことができる外国電子決済手段の要件が規定されており、また、同条同項第6号において当該外国電子決済手段を取り扱う場合の必要な措置が定められている。

(略)

五 電子決済手段等取引業者が、電子決済手段の特性及び自己の業務体制に照らして、外国電子決済手段（略）であって次に掲げる要件のいずれかを満たさないものその他の利用者の保護又は電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる電子決済手段を取り扱わないために必要な措置イ 法又は銀行法に相当する外国の法令の規定により、法第三十七条の登録若しくは銀行法第四条第一項の免許と同等の登録若しくは免許（当該登録又は免許に類するその他の行政処分を含む。）を受け、又は法第三十七条の二第三項の規定による届出と同等の届出をし、当該外国電子決済手段を発行することを業として行う者により発行されているものであること。

ロ 当該外国電子決済手段を発行する者が当該外国電子決済手段を償還するために必要な資産を法、銀行法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律又は信託業法に相当する外国の法令の規定により管理しており、かつ、当該管理の状況について、当該外国電子決済手段の発行が行われた国において公認会計士の資格に相当する資格を有する者又は監査法人に相当する者による監査を受けていること。

ハ 捜査機関等から当該外国電子決済手段に係る取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪行為が行われた疑いがあると認めるときは、当該外国電子決済手段を発行する者において、当該外国電子決済手段に係る取引の停止等を行う措置を講ずることとされていること。

六 電子決済手段等取引業者が、外国電子決済手段を取り扱う場合にあつては、次に掲げる措置その他の利用者の保護及び電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行に必要な措置

イ 外国電子決済手段について、当該外国電子決済手段を発行する者がその債務の履行等（法第二条第七項に規定する債務の履行等をいう。）を行うことが困難となった場合その他当該外国電子決済手段の価値が著しく減少した場合に、当該電子決済手段等取引業者が、利用者（国内にある利用者と国外にある利用者とを区分することができる場合にあつては、国内にある利用者。イにおいて同じ。）のために管理をする当該外国電子決済手段について、当該債務の履行等が行われることとされている金額と同額で買取りを行うことを約し、かつ、当該買取りを行うために必要な資産の保全その他これと同等の利用者の保護が確保されていると合理的に認められる措置

ロ 利用者（電子決済手段等取引業者等を除く。）のために外国電子決済手段の管理をすること（利用者の外国電子決済手段を移転するために管理をすることを含む。）及び移転をすること（電子決済手段の交換等に伴うものを含む。）ができる金額が、当該電子決済手段等取引業者が資金移動業者の発行する電子決済手段（法第三十六条の二第二項に規定する第二種資金移動業に係るものに限る。）を取り扱う場合と同等の水準となることを確保するために必要な措置

21. また、事務ガイドライン案 I-1-2-3(2)②では、外国電子決済手段を取り扱う場合、以下の点に留意するとされている。

電子決済手段等取引業者が、外国電子決済手段を取り扱う場合は、以下の点に留意するものとする。

① 例えば、取り扱おうとする外国電子決済手段が内閣府令第 30 条第 1 項第 5 号イからハマまでに規定する要件を満たすものであるか。

② 電子決済等取引業者が内閣府令第 30 条第 1 項第 6 号イ及びロに規定する措置を講じているか。その内容については、以下の点に留意する必要がある。

イ. 内閣府令第 30 条第 1 項第 6 号イに規定する必要な資産の保全その他これと同等の利用者の保護が確保されていると合理的に認められる措置として、例えば、履行保証金保全契約（法第 44 条に規定する履行保証金保全契約をいう。）又は履行保証金信託契約（法第 45 条第 1 項に規定する履行保証金信託契約をいう。）と同等の契約を締結する方法による保全が行われているか。

ロ. (略)

(検討)

22. 前項に記載している内閣府令案及び事務ガイドライン案を踏まえると、外国において発行されたいわゆるステーブルコインのうち、改正資金決済法第 2 条第 5 項の電子決済手

段に該当するもので、内閣府令案第30条第1項第5号の要件を満たす者が発行し、電子決済手段等取引業者が同項第6号の措置を行っているものについては、外国電子決済手段に該当し、外国電子決済手段の仕組みに応じて資金決済法第2条第5項に規定される第1号電子決済手段から第4号電子決済手段のいずれかに分類されることになると考えられる。

23. また、外国電子決済手段は、その発行者に対する規制を及ぼすことが難しいため、仲介者である電子決済手段等取扱業者が利用者のために管理している外国電子決済手段²について、利用者資産の保護の規制が設けられている。当該利用者保護の具体的な内容は、次のとおりである。
- (1) 当該外国電子決済手段の発行者が払戻しを行うことが困難となった場合等には、電子決済手段等取引業者が当該外国電子決済手段について、当該債務の履行等が行われることとされている金額と同額で買取りを行うこと
 - (2) 当該買取りを行うために必要な資産の保全その他これと同等の利用者の保護が確保するために履行保証金保全契約等により必要な資産の保全等を図ること
24. 金融庁担当者の説明では、前項(2)の履行保証金保全契約等については電子決済等取引業者が利用者のために管理している残高の全額が保全されることが想定されているとのことである。
25. 内閣府令案第1項第5号及び第6号の措置が設けられていることを踏まえ、次の対応が考えられる。
- (1) 第4号電子決済手段を除く³外国電子決済手段を実務対応報告の範囲に含める。
 - (2) 第4号電子決済手段を除く³外国電子決済手段のうち、電子決済手段等取引業者が管理するもののみ実務対応報告の範囲に含める。
 - (3) すべての外国電子決済手段を実務対応報告の範囲に含めない。
26. 前項の対応に関して、次の(1)及び(2)の状況を踏まえると、外国電子決済手段を実務対応報告の範囲に含めるとしても、前項(2)の対応とすることが考えられるがどうか。
- (1) 内閣府令案等で定められている措置では、国内で取り扱われる電子決済手段等取引業者（仲介者）が管理する外国電子決済手段については、利用者に対して金銭による払戻しが保証されることにより価値の安定性が図られる仕組みがある点で、国内

² 外国電子決済手段を利用者自身で直接保有している場合（すなわち、電子決済手段等取扱業者が利用者から預かっていない場合）には対象となっていない。

³ 第4号電子決済手段については、国内で発行されるものも含め、基準開発の対象としないことを予定している。

で発行される第1号電子決済手段、第2号電子決済手段及び第3号電子決済手段と同様に取り扱うことが可能と考えられる。これに対して、仲介者が管理していない外国電子決済手段については、仲介者による払戻しの保証がなされないため、海外の法令における払戻担保措置などの価値の安定性を図る仕組みが国内で発行される電子決済手段と異なる可能性があり、外国電子決済手段の仕組み次第では、当該外国電子決済手段の会計上の性格は仲介者が管理する外国電子決済手段とは異なるものとして整理される可能性がある。そのため、仲介者が管理していない外国電子決済手段も含めて外国電子決済手段に係る会計上の取扱いを定める場合、外国電子決済手段の仕組みに関する更なる分析を行った上で会計処理等を定める必要があるのではないかと考えられる。また、仮に仲介者が管理していない外国電子決済手段に関する会計処理を検討する場合、海外で発行されているいわゆるステーブルコインも一部範囲に含めて会計処理を検討することにつながり、国際的な会計基準の動向を踏まえて検討を進める必要があるとのこれまでのご意見も踏まえると、短期的に会計基準の開発を進めることが難しくなる可能性がある。

- (2) 仮に、外国電子決済手段が我が国で取り扱われる場合、仲介者が管理する外国電子決済手段については、仲介者に対して一定の規制を設けることで利用者の保護が図られていることから、外国電子決済手段を利用者自身で直接保有するケースが広く生じるのかが明らかではない。

ディスカッション・ポイント

本資料第26項に記載している事務局提案についてご意見を伺いたい。

V. 第4号電子決済手段

27. 資金決済法第2条第5項に規定される電子決済手段のうち、第1号電子決済手段、第2号電子決済手段及び第3号電子決済手段については、それらの券面額と同額で法定通貨による払戻しが約されたものであり、価格変動が想定されないことから、これらの電子決済手段に係る会計上の取扱いを検討している。
28. これに対して、第4号電子決済手段については、第1号電子決済手段、第2号電子決済手段及び第3号電子決済手段に準ずるものとして、内閣府令で定められ金融庁長官により指定されるものである。当該第4号電子決済手段については、その券面額と同額で法定通貨による払戻しが約されているものではなく、暗号資産に類似する性格を有する可能性がある。そのため、内閣府令の内容が公表された後に、その内容に応じて、会計的な性質を見極めた上で、本実務対応報告の検討に含めるのか、本実務対応報告と切り離して別途検討を行うのかを判断することが提案された。

29. この点、第4号電子決済手段については、内閣府令案では、代価の弁済のために使用することができる範囲、利用状況その他の事情を勘案して金融庁長官により定めるものとされており（内閣府令案第2条第3項）、現時点で該当すると見込まれるものが認められないことから、第4号電子決済手段を本実務対応報告の適用範囲に含めないことが考えられる。

ディスカッション・ポイント

本資料第29項に記載している事務局提案についてご意見を伺いたい。

VI. 実務対応報告の文案イメージ

(HP では非公表)

以 上